

附

録

(考

證

資

料

)

自第一號  
至第十三號

第十四號  
第十五號  
第十六號

「其の」に在り

日支新國交調整要綱

世界情勢の推移に伴う時局處理要綱

日獨伊三國同盟條約

考證資料第十四號

日支新國交調整要綱（昭和十五年一月八日閣議決定）

一、日支兩國政府は別記「日支新關係調整に關する基本原則」に準據し新國交を調整すること。

二、新國交修復以前に於て、既成政府の辨じたる事項は差當り之を繼承し、事態之を許すに伴ひ第一項の原則に準據して調整せらるべきこと。

三、事態繼續中之に伴ふ特殊の事態の存在を諒解すること。

右特殊事態は情勢の推移乃至事態の解決に伴ひ第一項の原則に準據し整理せらるべきこと。

日支新關係調整に關する基本原則

日滿支三國は東亞に於ける新秩序建設の理想の下に相互に善隣として結合し、東洋平和の樞軸たることを共同の目標と爲す、之が爲基礎たるべき事項左の如し。

一、互專を基調とする日滿支一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携原

則を設定すること。

二、北支及蒙疆に於ける國防上並に經濟上日支間の緊密なる合作地帯を設定すること、蒙疆地方は前項の外特に防共の爲軍事上並に政治上特殊地位を設定すること。

三、揚子江下流地域に於て、經濟上日支間の緊密なる合作を具現すること。

四、南支沿岸特定島嶼に於ける軍事上緊密なる合作を具現すること。

五、右諸項の具体的事項に關しては「日支新關係調整に關する具体原則」に準據し所要の協定を締結すること。

日支新關係調整に關する具体原則

第一 善隣友好

日滿支三國は相互に本然の特質を尊重し、緊密に相提携して東洋の平和を確保し、善隣友好の實を擧ぐる爲各般に互に互助敦睦の手段を講ずること  
一、支那は滿洲帝國を承認し、日本は支那の領土及行政の保全並に主權の獨立を尊重し、日滿支三國は新國交を修復すること。

二日滿支三國は政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般に亘り相互に好誼を破壊するが如き措置及原因を撤廢し且將來に亘り之を禁絶すること。  
三日滿支三國は相互提携を基調とする外交を行ふこと。  
四日滿支三國は文化の融合、創造及發展に協力すること。  
五日滿支善隣關係の具現に伴ひ日本は漸次租界、治外法權等の返還を考慮すること。

## 第二 共同防共

日滿支三國は協同して防共に當る

一、日滿支三國は各々其の領域内に於ける共産分子及組織を其々除すると共に防共に関する情報、宣傳等に就き提携協力すること。

二、日支協同して防共を實行すること、之が爲日本は所要の軍隊を必要と定めたる地域に駐屯すること。

三、日支兩國は共通の治安維持に關し協力すること。

四、支那は駐屯地域及之に關聯する地域に存在する鐵道、航空、通信主要港

灣及水路に對し、別に協定する所に従ひ日本の軍事上の必要事項に關し  
其の要求に應ずること。 57

但し日本は平時に於ては其の行政權及管理權を尊重すること。

（註 二、三、四に付ては軍機に亘り且つ支那側の對内工作等に影響あるを  
以て取扱上特に注意を要す）

### 第三 經濟提携

日滿支三國は互助及防共の實を擧ぐる爲産業、經濟等に關し長短相補有無  
相通の趣旨に基き平等互惠を旨とすること。

一、北支、蒙疆に於ける特定資源就中國防上必要なる埋藏資源に關しては、  
共同防共及經濟合作の見地より日支協力して開發し、其の利用に關して  
は支那の需要を考慮し、日本に特別の便宜を供與すること。

其の他の地域に於ても國防上必要なる特定資源の開發利用に關し、經濟  
合作の見地より日本に必要な便宜を供與す。但し利用に關しては支那  
の需要を考慮すること。

二、一般産業に就ては日本は支那との協議に基き、支那に必要な援助を與ふること。

三、支那の財政、金融（特に新中央銀行の設立、新通貨の發行等）經濟政策の確立に關し、日本は支那との協議に基き支那に所要の援助を爲すこと。

四、交易に關しては關稅の自主と双方の利益とを尊重し、妥當なる關稅及通關手續を採用する等、日滿支間の一般通商を振興すると共に、日滿支就中中北支間の物資需給に就き各自給を妨げざる範圍に於て便宜且つ合理的ならしむること。

五、支那に於ける交通、通信、氣象及測量の發達に關しては、日本は支那との協議に基き支那に所要の援助乃至協力を與ふること。

六、新上海の建設に付日本は支那との協議に基き所要の援助及協力をなすこと。

#### 第四 其他

一、支那は別に定むる所に依り、日支協力事項に關し日本人顧問、職員を招

聘採用すること。

二、日本は事變の爲生じたる支那難民の救済に協力すること。

三、支那は事變發生以來、支那に於て日本國臣民の蒙りたる權利利益の損害を補償すること。

考證資料第十五號

世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱

(昭和十五年七月二十七日  
大本營政府連絡會議決定)

方針

帝國は世界情勢の變局に對處し内外の情勢を改善し速に支那事變の解決を促進すると共に好機を捕捉し對南方問題を解決す。

支那事變の處理未だ終らざる場合に於て對南方施策を重點とする態勢轉換に關しては内外諸般の情勢を考慮し之を定む。

右二項に對處する各般の準備は極力之を促進す。

要領

第一條 支那事變處理に關しては政戰兩略の綜合力を之に集中し特に第三國の援蔭行爲を絶滅する等凡ゆる手段を盡して速に重慶政權の屈伏を策す。

對南方施策に關しては情勢の變遷を利用し好機を捕捉し之の推進に努

第二條 對外施策に關しては支那等變處理を推進すると共に對南方問題の解決を目途とし概ね左記に依る。

一、先づ對獨伊蘇施策を重點とし特に速に獨伊との政治的結束を強化し對ソ國交の飛躍的調整を圖る。

二、米國に對しては公正なる主張と嚴然たる態度を持し帝國の必要とする施策遂行に伴ふ已むを得ざる自然的悪化は取て之を辭せざるも常に其動向に留意し我より求めて摩擦を多からしむるは之を避くる如く施策す。

三、佛印及香港等に對しては左記に依る。

(1) 佛印（廣州灣を含む）に對しては援蔣行爲遮斷の徹底を期すると共に速に我軍の補給擔任、軍隊通過及飛行場使用等を容認せしめ且帝國の必要なる資源の獲得に努む。  
情況により武力を行使することあり。

(2) 香港に對してはビルマに於ける援蔣ルートの徹底的遮斷と相俟ち

先づ速に敵性を其除する如く強力に諸工作を推進す。

(イ) 租界に對しては先づ敵性を其除反交戦國軍隊の撤退を圖ると共に逐次支那側をして之を回收せしむる如く誘導す。

(ニ) 前二項の施策に當り武力を行使するは第三條に據る。

四 蘭印に對しては雪く外交的措置に依り其重要資源確保に努む。

五 南太平洋上に於ける舊獨領及佛領島嶼は國防上の重大性に鑑み爲し得れば外交的措置に依り我領有に歸する如く處理す。

六 南方に於ける其他の諸邦に對しては努めて友好的措置により我工作に同調せしむる如く施策す。

### 第三條 對南方武力行使に關しては左記に準據す

一 支那事變處理概ね終了せる場合に於ては對南方問題解決の爲内外諸般の情勢之を許す限り好機を捕捉し武力を行使す。

二 支那事變の處理未だ終らざる場合に於ては第三國と開戦に至らざる限度に於て施策するも内外諸般の情勢特に有利に進展するに至らば

對南方問題解決の爲武力を行使することあり。

三、前二項武力行使の時期、範圍、方法等に關しては情勢に應じ之を決定す。

四、武力行使に當りては戦争對手を極力英國のみに局限するに努む。

但し此の場合に於ても對米領域は之を避け得ざることあるべきを以て之が準備に遺憾なきを期す。

第四條 國內指導に關しては以上の諸施策を實行するに必要なる如く諸般の態勢を誘導整備しつつ新世界情勢に基く國防國家の完成を促進す。之が爲特に左の諸件の實現を期す。

一、強力政治の實行

二、總動員法の廣汎なる發動

三、戦時經濟態勢の確立

四、戦争資材の集積及船腹の擴充

(線上輸入及特別輸入最大限度實施並に消費規正)

五 生産擴充及軍備充實の調整

六 國民精神の昂揚及國內輿論の統一

「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」に關する所要事項の説明に就て

(昭和十五年七月  
大本營陸海軍部)

方針に就て第一項に關し

本件は世界變局に對處する支那事變處理と對南方問題解決との關聯を明記せるものにして對南方問題の解決の爲の施策中には外交施策に依るものと武力行使に依るものを含みあるものとす。

内外情勢の改善とは對外的には主として對獨伊政治的結束の強化及對ソ國交の調整を、對內的には國內態勢の強化等を其内容とするものとす。

方針に就て第二項に關し

本項は第一項中の内容に包含せらるべき事項なるも支那事變の處理未だ終らざる場合に於ける南方施策に關する事項特に其態勢轉換は事極めて重要なるを以て此點を特に明記せるものなり、而して其「對南方施策を重點と

する態勢轉換」とは政戰兩略の見地より現に遂行しつつある支那事變に重點指向しある現態勢を南方に轉換するを意味するものとす。

方針に就て第三項に關し

本項に謂ふ「各般の準備」とは主として戰備の整頓強化、對外態勢特に對獨、伊、ソ施策強化及國內態勢の強化等を其主なる内容とするものにして極力此等諸準備の促進を期するものなり、而して歐洲戰局の客觀的情勢を予察する時は此等主要準備の完成は概ね八月末頃を目標とするの必要性を痛感する次第なるも其準備完成時機を明示せざりしは準備を要すべき個々の事項が其性質に由り時機を異にせざるを得ざる爲なり。

要領に就て第一條に關し

本條は支那事變の處理及對南方施策との要綱を方針に即應し掲記せるものなり。

要領に就て第二條に關し

一に就て

獨伊との政治的結策の強化に關する内容に就ては目下別に研究せられあるものに準據すべく又對ソ國交の飛躍的調整に關しては從來の對ソ折衝の觀念を一掃し北方安定の爲放膽なる施策（例へば不可侵條約等の如き）を必要とする見解なり。

### 三(1)に就て

佛印に對しては極力外交的措置に依り我軍の補給擔任、軍隊通過及飛行場使用等を容認せしむるも佛印にして之を拒絶し、而も我對支作戰の必要上武力を行使して右要求を貫徹することあるべく又佛印にして齷約に違反し依然援蔣行爲を續行するか若くは其他の不信行爲ある場合に於ては武力行使も亦之を考慮せざるを得ず、然れども其武力行使の實行は固より大命に基くものなるは論を俟たぬ。

尙對佛印武力行使は香港に對するものと其本質を異にするものにして後者は對英一戰の決意をなすを必要とする見解なり、從て對香港武力行使は租界に對する武力行使と共に三の(1)に於て掲記せる如く第三條「對南方武力

行使の件」に準備すべきものとせり。

五に就て

「南太平洋上に於ける舊獨領島嶼」とは現在帝國の委任統治下にある内南洋及北東部ニューギニア、ビスマーク諸島等を總稱せるものにして又一佛領島嶼」とはニューカレドニア、タヒチ等を指し共に國防上の重要價値を認めあり特に舊獨領島嶼に於て然りとす。

其「外交的措置」とは主として日獨政治協定等に関する措置を謂ふ。  
六に就て

「南方に於ける其他の諸邦」とは泰國及葡國領に関するものを謂ひ就中泰國に對しては政略的施策に依り速に我南方施策に協調せしむる如く工作を推進するの要を認む。

要領に就て第三條に關し

對南方問題の解決は諸般の情勢之を許せば速に之か實現を期したき希望なるも其武力行使と現在遂行中の支那事變處理との關聯は特に重大にして兩

者を切り離して考へ得ざる實情に在るを以て本案に於ては特に其關係を明確にせり。

尙武力行使に方りては内外諸般の情勢就中支那專變處理の狀況歐洲情勢特に對獨伊ソ提携の狀況米國の我に對する動向及我戰爭準備等の諸件を考慮するを必要とす。

又對英武力行使に於ては對米開戦を避け得ることあるべきを以て此の場合對米戦の準備に遺憾なきを要する旨記載せり。

要領に就て第四條に關し

本件は前各條の施策を遂行する爲の基礎的要件にして之か實行を促進するの要極めて緊要なるを痛感しあり、而して本條各要目に關する細部の具體策は追て研究することとす。

考證資料第十六號

日獨伊三國同盟條約

朕樞密顧問の諮詢を経て裁可し、昭和十五年九月二十七日ベルリンに於て帝國特命全權大使が關係各國代表者と共に署名したる日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約を茲に公布せしむ

御名 御璽

昭和十五年十月十九日

内閣總理大臣公爵 近衛文麿

陸軍大臣 東條英機

外務大臣 松岡洋右

海軍大臣 及川古志郎

條約第九號

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府は萬邦をして各其の所を得し

むるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り大東亞及歐洲の地域に於て各其の地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義と爲し右地域に於て此の趣旨に據れる努力に付相互に提携し且協力することに決意せり、而して三國政府は更に世界到る所に於て同様の努力を爲さんとする諸國に對し協力を吝まざるものにして斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せんことを欲す依て日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府は左の通協定せり。

#### 第一條

日本國は獨逸國及伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す。

#### 第二條

獨逸國及伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す。

#### 第三條

日本國、獨逸國及伊太利國は前記の方針に基く努力に付相互に協力すべきことを約す、更に三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す。

#### 第四條

本條約實施の爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合専門委員會は遲滯なく開催せらるべきものとす。

#### 第五條

日本國、獨逸國及伊太利國は前記諸條項が三締約國の各とソヴィエト聯邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す。

#### 第六條

本條約は署名と同時に實施せらるべく、實施の日より十年間有效とす。

右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約國は  
本條約の更新に關し協議すべし。

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本條約に署名調印  
せり。

昭和十五年九月二十七日即ち千九百四十年フアシスト曆十八年九月二  
十七日ベルリンに於て本書三通を作製す。

來 函 三 郎

ヨアヒム、フォン、リツバンドロツプ

チ アーノ